

広島県告示第五百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社I K Iコーポレーション	庄原市宮内町 四二八―一	府中フアニチ アー介護用品 事業部	庄原市宮内町 四二八―一	福祉用具貸 与	平成二四年 五月一日	
有限会社I K Iコーポレーション	庄原市宮内町 四二八―一	府中フアニチ アー介護用品 事業部	庄原市宮内町 四二八―一	特定福祉用 具販売	平成二四年 五月一日	
有限会社シー エムエス	東広島市西条 御条町一番二 五号	デイサービス トモ尾道	尾道市高須町 四八三九番地 六	通所介護	平成二四年 五月三十一日	
有限会社シー エムエス	東広島市西条 御条町一番二 五号	デイサービス 友安	東広島市西条 御条町一番二 五号	通所介護	平成二四年 五月三十一日	